

第1章 総則

(名称)

第1条 本大学は、大阪電気通信大学(以下「本学」という。)と称する。

(目的)

第2条 本学は、教育基本法(昭和22年法律第25号)及び学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づき専門の学術を教授研究し、知的並びに道徳的な完成を期し、更に応用能力を展開させ得る人材の育成を目的とする。

(自己点検評価等)

第2条の2 本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

(学部及び学科)

第3条 本学に次の学部及び学科をおく。

学部	学科
工学部	電気電子工学科 電子機械工学科 機械工学科 基礎理工学科 環境科学科 建築学科
医療健康科学部	医療科学科 理学療法学科 健康スポーツ科学科
情報通信工学部	情報工学科 通信工学科
総合情報学部	デジタルゲーム学科 ゲーム&メディア学科 情報学科

2 前項各学部及び学科の人材の養成に関する目的は、大阪電気通信大学学部規則(以下「学部規則」という。)に定める。

(機構)

第3条の2 本学に各学部学科と連携し専門力及び社会人基礎力教育の検討及び実施のため共通教育機構をおく。

(大学院)

第3条の3 本学に大学院をおく。

2 大学院の学則は、別に定める。

(附属施設及び機関)

第3条の4 本学に図書館、国際交流センター、メディアコミュニケーションセンター、エレクトロニクス基礎研究所、メカトロニクス基礎研究所、情報学研究所、先端マルチメディア合同研究所、衛星通信研究施設、研究連携推進センター、地域連携推進センター、ICT社会教育センター、教育開発推進センター、総合学生支援センター、実験センター、スポーツ強化センター、医務室その他の附属施設及び機関を置く。

2 附属施設及び機関に関する事項は、各規則に定める。

(収容定員)

第4条 学部及び学科の収容定員は次のとおりとする。

学部	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	電気電子工学科	80名	—	320名
	電子機械工学科	80名	—	320名
	機械工学科	90名	—	360名
	基礎理工学科	60名	—	240名
	環境科学科	90名	—	360名
	建築学科	80名	—	320名
	小計	480名	—	1,920名
医療健康科学部	医療科学科	80名	5名	330名
	理学療法学科	40名	—	160名
	健康スポーツ科学科	70名	5名	290名
	小計	190名	10名	780名
情報通信工学部	情報工学科	160名	—	640名
	通信工学科	80名	—	320名
	小計	240名	—	960名
総合情報学部	デジタルゲーム学科	140名	5名	570名
	ゲーム&メディア学科	110名	—	440名

	情報学科	90名	—	360名
	小計	340名	5名	1,370名
合計		1,250名	15名	5,030名

(修業年限及び在学年限)

第5条 学部の修業年限は4年とする。

2 学生は8年を超えて在学することはできない。

3 前2項の規定にかかわらず、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する学生(以下「長期履修学生」という。)がその旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

4 長期履修学生の申し出は、入学時に行うものとする。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年)

第6条 学年は4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(学期)

第7条 学年を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月15日まで

後期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 休業日は次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 本学の創立記念日 10月1日

(4) 夏期休業日 8月1日から9月15日まで

(5) 冬期休業日 12月24日から翌年1月7日まで

2 前項の規定にかかわらず、特に必要な場合には休業日に授業を行うことがある。

3 学長は必要な場合、学部教授会の議を経て、休業日を臨時に変更し、又は第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、退学、休学、転部及び転科

(入学の時期)

第9条 入学の時期は学年の始めとする。

(入学資格)

第10条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)により文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者

(8) 本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第11条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に入学検定料を添えて指定の期日までに提出しなければならない。

2 入学検定料については、別に定める。

(入学者の選考)

第12条 前条の入学志願者については、選考により入学を許可すべき者を決定する。

2 前項の選考の方法及び基準は、運営会議の議を経て学長が定める。

(入学手続及び入学許可)

第13条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに、誓約書その他本学所定の書類を提出するとともに、所定の入学金及び学費を納付しなければならない。

2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

3 前項により入学を許可された者は、入学式に出席し、かつ入学の宣誓をしなければならない。

(編入学、再入学)

第14条 本学に編入学を志願する者があるときは、編入学定員の範囲において、又は、編入学定員のない学科においては欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可する。

2 本学に再入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考のうえ入学を許可する。

3 編入学及び再入学について必要な事項は、別に定める。

(退学)

第15条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第16条 疾病その他やむを得ない事情により、3か月以上にわたって修学することのできない者は、学長が許可した場合休学することができる。

(休学の期間)

第17条 休学期間は学年末を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、学長が許可した場合、休学期間を延長することができる。

2 休学期間は通算して2年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、更に2年以内に限って延長することができる。

3 休学期間は在学年数に算入しない。

(復学)

第18条 休学の理由が消滅した場合は、学長が許可した場合、復学することができる。ただし、休学期間が3か月未満となる場合は、休学許可を取り消す。

(除籍)

第19条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

(1) 第5条第2項に定める在学年数を超えた者

(2) 学費の納入を怠り、督促してもなお納入しない者

(3) 死亡した者

(4) 第13条第3項に定める入学式に正当な理由なく欠席した者又は宣誓しない者

(転部)

第20条 転部を願い出た者については、志望する学部欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

(転科)

第20条の2 転科を願い出た者については、志望する学科に欠員がある場合に限り、選考のうえ許可することがある。

第4章 教育課程及び履修方法等

(授業科目)

第21条 教育課程は、授業科目を4年間に配当し、これを編成する。

2 授業科目を、総合科目及び専門教育科目に区分し、区分ごとに修得すべき単位数を定める。

3 専門教育科目については、学科ごとに必修科目を定める。

4 開設する授業科目の名称、単位数、配当年次等については、学部規則に定める。

5 授業科目の履修について必要な事項は、別に定める。

6 授業科目は、その授業の方法、内容及び年間の計画並びに成績評価の基準をあらかじめ学生に明示するものとする。

(授業の方法)

第21条の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第21条の3 本学は、本学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教職課程)

第22条 第21条に定めるもののほか、教職に関する授業科目をおく。

2 前項の授業科目の名称、単位数、配当年次等は、学部規則に定める。

(単位の計算方法)

第23条 1単位の授業科目は、45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の1単位の授業時間については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準に基づき計算する。

2 前項の規定に関わらず、卒業研究、卒業制作及び卒業設計の授業科目については、学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合、これに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

(授業期間)

第23条の2 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行う。ただし、教育上の特別の必要があると認められる場合は、15週より短い特定の期間において授業を行うことができる。

(単位の授与等)

第24条 授業科目を履修し、その試験等に合格した者には、所定の単位を与える。

2 試験等の成績は、A(優)、B(良)、C(可)、D(不可)をもって表し、A(優)、B(良)、C(可)を合格とする。

3 前項の規定にかかわらず、特に定める授業科目の成績は、G(合格)、D(不合格)をもって表す。

4 授業科目の成績評価は、学部規則第23条に従って適切に行うものとする。

5 試験について必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修又は学修)

第24条の2 教育上有益と認めるときは、学生が本学の定めるところにより他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。

- 3 学生が外国の大学又は短期大学に留学する場合には、第1項の規定を準用する。
 - 4 前3項により修得したものとみなし、又は与える単位数は、合わせて60単位を超えないものとする。
 - 5 教育上有益と認める基準及び手続きについては、別に定める。
(入学前の既修得単位等の認定)
- 第24条の3 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなす。
- 2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第2項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与える。
 - 3 学生が外国の大学又は短期大学において修得した単位については、第1項の規定を準用する。
 - 4 前3項により修得したものとみなし、又は与える単位数は、編入学及び再入学の場合を除き、前条第1項から第3項までにより本学において修得したものとみなし、又は与える単位数と合わせて60単位を超えないものとする。
 - 5 教育上有益と認める基準及び手続きについては、別に定める。

(特別の課程)

第24条の4 本学は、教育研究の成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するため、文部科学大臣が別に定めるところにより、本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

- 2 特別の課程の編成等に関し必要な事項は、別に定める。

第5章 卒業及び学士の学位等

(卒業の要件)

- 第25条 本学を卒業するためには、4年(編入学又は再入学した者については、第14条第3項によって定める年数)以上在学し、学部規則に定めるところにより、128単位以上を修得しなければならない。
- 2 学長は、前項の規定にかかわらず、本学の学生として3年以上在学し、大学院への進学を希望している者で、学部の定める卒業要件を満たし、かつ、優秀な成績を修めたと認めた場合、学部長が推薦し教授会の意見を参酌し、卒業を認めることができる。
 - 3 第1項の規定により卒業の要件として修得しなければならない128単位のうち、第21条の2第2項の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(卒業)

第26条 学長は、前条の規定による卒業の要件を備えた者には、教授会の意見を参酌し、卒業を認め、学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位は、卒業した学部に応じて、次のとおり定める。

工学部 学士(工学)

医療健康科学部 医療科学科 学士(工学)

理学療法学科 学士(理学療法)

健康スポーツ科学科 学士(健康科学)

情報通信工学部 情報工学科 学士(情報工学)

通信工学科 学士(工学)

総合情報学部 学士(情報学)

(資格の取得)

第27条 本学において取得することができる教育職員免許状の種類は、次のとおりとする。

学部	学科	免許状の種類
工学部	電気電子工学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)(工業)(情報)
	電子機械工学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)(工業)
	機械工学科	中学校教諭一種免許状(数学)(技術) 高等学校教諭一種免許状(数学)(工業)
	基礎理工学科	中学校教諭一種免許状(数学)(理科) 高等学校教諭一種免許状(数学)(理科)
	環境科学科	中学校教諭一種免許状(理科)(技術) 高等学校教諭一種免許状(理科)(工業)
医療健康科学部	医療科学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)(工業)
	健康スポーツ科学科	中学校教諭一種免許状(保健体育) 高等学校教諭一種免許状(保健体育)
情報通信工学部	情報工学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)(工業)(情報)
	通信工学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)(工業)(情報)
総合情報学部	情報学科	中学校教諭一種免許状(数学) 高等学校教諭一種免許状(数学)(情報)

- 2 前項の教育職員免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、第25条に定める卒業の要件を満たすほか、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び同法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所要の単位を修得しなければ

ならない。

- 3 前項に定める資格を得るための履修方法は、別に定める。

第6章 科目履修生、研究生及び外国人留学生等

(科目履修生)

第28条 本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学部教授会で選考のうえ、科目履修生として入学を許可することがある。

- 2 科目履修生について必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第28条の2 本学において特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学部教授会で選考のうえ、聴講生として入学を許可することがある。

- 2 聴講生について必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第29条 本学において特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない限り、学部教授会で選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。

- 2 研究生について必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第30条 外国人で本学に入学を志願する者があるときは、運営会議で選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

- 2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第7章 学費及びその他の費用

(学費)

第31条 入学金及び学費の金額は別表第4のとおりとする。

(その他の費用)

第32条 学費の他学習等に必要な費用は、別にこれを徴収することがある。

(学費等の納入)

第33条 学費及びその他の費用の納入については、別に定める。

(休学の場合の学費)

第34条 休学期間中の者については学費を免除し、在籍料を徴収する。

- 2 在籍料については、別に定める。

(既納の学費等)

第35条 既納の学費等は原則としてこれを返付しない。

第8章 賞罰

(表彰)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、学部長は学部教授会の議を経て、これを賞することがある。

- (1) 成績特に優秀なる者
- (2) 品行方正にして他学生の模範となる者

(懲戒)

第37条 本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、学部教授会の議を十分に考慮した上で、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者についてこれを行う。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当の理由なくして、出席常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手続きについては、別に定める学生の懲戒処分に関する規則による。

第9章 職員組織

(職員)

第38条 本学の職員の種類は次のとおりとする。

学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員

- 2 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有する者であって、校務をつかさどり所属職員を統督する。
- 3 教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の特に優れた知識、能力及び実績を有し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 4 准教授は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の優れた知識、能力及び実績を有し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 5 講師は、教授又は准教授に準ずる。
- 6 助教は、専攻分野について、教育上、研究上又は実務上の知識及び能力を有し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者であって、学生を教授し、その研究を指導し、又は研究に従事する。
- 7 助手は、その所属する組織における教育の円滑な実施に必要な業務に従事する。

8 事務職員は学内の事務をつかさどるほか、学生の実験、実習等の技術上の指導及び設備又は機器等の管理並びに整理にあたる。

第38条の2 本学に必要なに応じて副学長を置くことができる。

2 副学長は、学長を補佐し、その命を受けて本学の管理運営に関する重要な事項についての企画及び各部門間の調整を行う。

第38条の3 学部に学部長をおき、教授をもって充てる。

2 学部長は、学長を補佐し、その命を受けて本学の教学運営業務を遂行し、各学部内の業務を処理するとともに、各学部に所属する職員を指揮監督する。

第38条の4 本学は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員と事務職員等との適切な役割分担の下で、これらの者の間の連携体制を確保し、これらの者の協働によりその職務を行うものとする。

(事務組織)

第39条 本学に、以下の事務をつかさどるために事務組織を置く。

- (1) 厚生補導に関する事務
- (2) 教務に関する事務
- (3) 入学試験及び入試広報に関する事務
- (4) 学生の就職に関する事務
- (5) 図書館に関する事務
- (6) 研究及び地域連携に関する事務
- (7) 会計及び施設に関する事務
- (8) その他、大学に必要な事務

第10章 運営組織

(運営会議)

第40条 本学に、運営会議をおく。

2 運営会議は、大学及び大学院の運営に関する全学的事項を審議し、学長の意思決定の円滑化を図る。

3 運営会議に関する事項は、別に定める。

(学部教授会)

第41条 本学の各学部及び共通教育機構に、学部教授会をおく。

2 学部教授会に関する事項は、別に定める。

第42条 削除

第42条の2 削除

第43条 削除

第11章 その他

(施行細則)

第44条 本学則の施行に必要な細則は、別に定める。

(学則の改正)

第45条 本学則の改正は、学部教授会での意見を参酌し、運営会議の審議を経て学長が理事長に上程し、常任理事会での審議を経て理事会で決定する。

附 則 1

本学則は昭和36年4月1日からこれを施行する。

昭和40年3月20日改正

昭和40年4月1日施行

昭和49年3月4日改正

昭和49年4月1日施行

昭和50年4月1日改正・施行

昭和52年4月1日改正・施行

昭和53年4月1日改正・施行

昭和54年4月1日改正・施行

昭和55年4月1日改正・施行

昭和55年10月31日改正・施行

昭和56年4月1日改正・施行

昭和57年4月1日改正・施行

昭和58年4月1日改正・施行

昭和59年4月1日改正・施行

昭和60年4月1日改正・施行

昭和60年6月13日改正・施行

昭和61年4月1日改正・施行

昭和62年4月1日改正・施行

昭和63年4月1日改正・施行

平成元年4月1日改正・施行

平成2年4月1日改正・施行

平成3年4月1日改正・施行

平成4年4月1日改正・施行

平成5年4月1日改正・施行

平成6年4月1日改正・施行
 平成7年4月1日改正・施行
 平成8年4月1日改正・施行
 平成9年4月1日改正・施行
 平成10年4月1日改正・施行
 平成10年11月1日改正・施行
 平成11年4月1日改正・施行
 平成12年4月1日改正・施行
 平成13年4月1日改正・施行
 平成14年4月1日改正・施行

附 則 2

- 第21条、第25条および第26条については、昭和54年度以前に入学した者、昭和55年度2年次以上に編入学または再入学した者、昭和56年度3年次以上に編入学または再入学した者ならびに昭和57年度4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 第21条、第25条および第26条については、昭和59年度以前に入学した者、昭和60年度2年次以上に編入学または再入学した者、昭和61年度3年次以上に編入学または再入学した者ならびに昭和62年度4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 第31条については、昭和60年度以前に入学、編入学または再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 第19条第2号については、昭和59年度以前に入学した者、昭和60年度以前に2年次以上に編入学または再入学した者、昭和61年度以前に3年次以上に編入学または再入学した者ならびに昭和62年度以前に4年次に再入学した者には適用しない。
- 第4条に規定する収容定員は、昭和62年度から平成元年度までの間は、次のとおりとする。

年度		昭和62年度		昭和63年度		平成元年度	
学部学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名
	通信工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名
	電子物性工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名
	電子機械工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名
	経営工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名
	精密工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名
	応用電子工学科	120名	360名	120名	400名	120名	440名

- 第21条、第25条および第26条については、昭和61年度以前に入学した者、昭和62年度2年次以上に編入学または再入学した者、昭和63年度3年次以上に編入学または再入学した者ならびに平成元年度4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 昭和63年度以前の入学者については、学費のうち維持・拡充費を次のとおりとする。
 - 昭和61～63年度入学者 288,400円
 - 昭和59、60年度入学者 257,500円
 - 昭和57、58年度入学者 216,300円
- 第21条、第22条、第25条、第26条および第27条については、平成元年度以前に入学した者、平成2年度2年次以上に編入学または再入学した者、平成3年度3年次以上に編入学または再入学した者ならびに平成4年度4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 第4条に規定する収容定員は、平成2年度から平成13年度までの間は、次のとおりとする。

年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度～平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
学部学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490
	通信工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490
	電子物性工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490
	電子機械工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490
	経営工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490
	精密工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490
	応用電子工学科	130	490	130	500	130	510	130	520	120	510	120	500	120	490

- 第21条、第25条、第26条については、平成2年度以前に入学した者、平成3年度2年次以上に編入学または再入学した者、平成4年度3年次以上に編入学または再入学した者ならびに平成5年度4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 第21条、第25条、第26条については、平成3年度以前に入学した者、平成4年度2年次以上に編入学または再入学した者、平成5年度3年次以上に編入学または再入学した者ならびに平成6年度4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。

適用する。

- 12 第21条、第23条、第25条、第26条については、平成6年度2年次以上に在学する者、平成7年度3年次以上に在学する者ならびに平成8年度4年次に在学する者は従前の当該規定を適用する。

- 13 第4条に規定する収容定員は、平成7年度から平成13年度までの間は、次のとおりとする。

年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	120	510	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	通信工学科	120	510	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	電子物性工学科	120	510	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	電子機械工学科	120	510	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	精密工学科	120	510	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	応用電子工学科	120	510	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	小計	720	3450	720	3260	720	3070	720	2880	660	2820	660	2760	660	2700
情報工学部	情報工学科	190	190	190	380	190	570	190	760	180	750	180	740	180	730
合計		910	3640	910	3640	910	3640	910	3640	840	3570	840	3500	840	3430

- 14 経営工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成7年3月31日に当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

- 15 第4条に規定する収容定員は、平成8年度から平成13年度までの間は、次のとおりとする。

年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	通信工学科	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	電子物性工学科	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	電子機械工学科	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	知能機械工学科	120	120	120	240	120	360	110	470	110	460	110	450
	応用電子工学科	120	500	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450
	小計	720	3260	720	3070	720	2880	660	2820	660	2760	660	2700
情報工学部	情報工学科	190	380	190	570	190	760	180	750	180	740	180	730
合計		910	3640	910	3640	910	3640	840	3570	840	3500	840	3430

- 16 精密工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成8年3月31日に当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

- 17 第4条に規定する収容定員は、平成9年度から平成14年度までの間は、次のとおりとする。

年度		平成9年度		平成10年度		平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450	110	440
	通信工学科	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450	110	440
	電子材料工学科	120	120	120	240	110	350	110	460	110	450	110	440
	電子機械工学科	120	490	120	480	110	470	110	460	110	450	110	440
	知能機械工学科	120	240	120	360	110	470	110	460	110	450	110	440
	光システム工学科	120	120	120	240	110	350	110	460	110	450	110	440
	小計	720	3070	720	2880	660	2820	660	2760	660	2700	660	2640
情報工学部	情報工学科	190	570	190	760	180	750	180	740	180	730	180	720
合計		910	3640	910	3640	840	3570	840	3500	840	3430	840	3360

- 18 電子物性工学科および応用電子工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成9年3月31日に当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

- 19 工学部については、改正後の第3条にかかわらず、平成10年3月31日に当該学部 に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

- 20 第4条に規定する収容定員は、平成11年度は次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成11年度	
学部	学科		入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	120		480
	通信工学科	120		480
	電子材料工学科	120		480
	電子機械工学科	120		480
	知能機械工学科	120		480
	光システム工学科	120		480
	小計	720		2880
情報工学部	情報工学科	190		760
合計		910		3640

21 第4条に規定する収容定員は、平成12年度から平成18年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		年度平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度	
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	118	478	116	474	114	468	112	460	110	452	110	446	110	442
	通信工学科	110	470	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440
	電子材料工学科	110	470	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440
	電子機械工学科	110	470	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440
	知能機械工学科	110	470	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440
	光システム工学科	110	470	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440
	小計	668	2828	666	2774	664	2718	662	2660	660	2652	660	2646	660	2642
工学部第2部	電子工学科	60	180	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	知能機械工学科	60	180	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	360	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480
総合情報学部	情報工学科	188	758	186	754	184	748	182	740	180	732	180	726	180	722
	メディア情報文化学科	130	130	130	260	130	420	130	580	130	580	130	580	130	580
	小計	318	888	316	1014	314	1168	312	1320	310	1312	310	1306	310	1302
合計		1106	4076	1102	4268	1098	4366	1094	4460	1090	4444	1090	4432	1090	4424

22 情報工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成12年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

23 第4条に規定する収容定員は、平成13年度から平成19年度までの間は、次のとおりとする。

学部・学科		年度平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	116	474	114	468	112	460	110	452	110	446	110	442	110	440
	通信工学科	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440
	電子材料工学科	80	430	80	390	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440
	知能機械工学科	90	440	90	410	90	380	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	430	80	390	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	小計	586	2694	584	2558	582	2420	580	2332	580	2326	580	2322	580	2320
工学部第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	知能機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480
総合情報学部	情報工学科	186	754	184	748	182	740	180	732	180	726	180	722	180	720
	メディア情報文化学科	130	260	130	420	130	580	130	580	130	580	130	580	130	580
	小計	316	1014	314	1168	312	1320	310	1312	310	1306	310	1302	310	1300
合計		1022	4188	1018	4206	1014	4220	1010	4124	1010	4112	1010	4104	1010	4100

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は期間付定員を含む。

24 第4条に規定する収容定員は、平成13年度から平成19年度までの間は、次のとおりとする。

学部・学科		年度平成13年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員

工学部 第1部	電子工学科	116	474	114	468	112	460	110	452	110	446	110	442	110	440
	通信工学科	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440
	電子材料工学科	80	430	80	390	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	110	460	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440
	知能機械工学科	90	440	90	410	90	380	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	430	80	390	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	医療福祉工学科	80	80	80	160	80	250	80	340	80	340	80	340	80	340
	小計	666	2774	664	2718	662	2670	660	2672	660	2666	660	2662	660	2660
工学部 第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	知能機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480
総合情 報学部	情報工学科	186	754	184	748	182	740	180	732	180	726	180	722	180	720
	メディア情報文化 学科	130	260	130	420	130	580	130	580	130	580	130	580	130	580
	小計	316	1014	314	1168	312	1320	310	1312	310	1306	310	1302	310	1300
合計		1102	4268	1098	4366	1094	4470	1090	4464	1090	4452	1090	4444	1090	4440

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は期間付定員を含む。

25 第4条に規定する収容定員は、平成14年度から平成20年度までの間は、次のとおりとする。

年度		平成14年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
学部・学科															
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部 第1部	電子工学科	114	468	112	460	110	452	110	446	110	442	110	440	110	440
	通信工学科	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440
	電子材料工学科	80	390	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	110	450	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440	110	440
	機械工学科	90	410	90	380	90	360	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	390	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320	80	320
	医療福祉工学科	80	160	80	250	80	340	80	340	80	340	80	340	80	340
	小計	664	2718	662	2670	660	2672	660	2666	660	2662	660	2660	660	2660
工学部 第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480
総合情 報学部	情報工学科	184	748	182	740	180	732	180	726	180	722	180	720	180	720
	メディア情報文化 学科	130	420	130	580	130	580	130	580	130	580	130	580	130	580
	小計	314	1168	312	1320	310	1312	310	1306	310	1302	310	1300	310	1300
合計		1098	4366	1094	4470	1090	4464	1090	4452	1090	4444	1090	4440	1090	4440

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は期間付定員を含む。

26 工学部第1部および工学部第2部の知能機械工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成14年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成15年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
学部・学科											
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	102	450	100	432	100	416	100	402	100	400
	通信工学科	100	430	100	420	100	410	100	400	100	400
	電子材料工学科	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	430	100	420	100	410	100	400	100	400
	機械工学科	90	380	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	医療福祉工学科	80	250	80	340	80	340	80	340	80	340
	小計	632	2640	630	2612	630	2576	630	2542	630	2540
工学部第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480
総合情報学	情報工学科	182	740	180	732	180	726	180	722	180	720

部	メディア情報文化学科	130	580	130	580	130	580	130	580	130	580
	小計	312	1320	310	1312	310	1306	310	1302	310	1300
合計		1064	4440	1060	4404	1060	4362	1060	4324	1060	4320

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は期間付定員を含む。

附 則

- この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 第4条に規定する収容定員は、平成15年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成15年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	102	450	100	432	100	416	100	402	100	400
	通信工学科	100	430	100	420	100	410	100	400	100	400
	電子材料工学科	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	430	100	420	100	410	100	400	100	400
	機械工学科	90	380	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	350	80	320	80	320	80	320	80	320
	医療福祉工学科	80	250	80	340	80	340	80	340	80	340
	小計	632	2640	630	2612	630	2576	630	2542	630	2540
工学部第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480	120	480
総合情報学部	情報工学科	182	740	180	732	180	726	180	722	180	720
	メディア情報文化学科	130	580	130	580	130	580	130	580	130	580
	デジタルゲーム学科	110	110	110	220	110	360	110	500	110	500
	小計	422	1430	420	1532	420	1666	420	1802	420	1800
合計		1174	4550	1170	4624	1170	4722	1170	4824	1170	4820

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は期間付定員を含む。

附 則

この学則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成15年9月16日から施行する。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 平成15年度末に工学部第1部医療福祉工学科に在籍中の学生すべてを平成16年度から医療福祉工学部医療福祉工科学学生とする。
- 第4条に規定する収容定員は、平成16年度から平成19年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	432	100	416	100	402	100	400
	通信工学科	100	420	100	410	100	400	100	400
	電子材料工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	420	100	410	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	小計	550	2272	550	2236	550	2202	550	2200
工学部第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240
	機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	340	80	340	80	340	80	340
	小計	80	340	80	340	80	340	80	340
総合情報学部	情報工学科	180	732	180	726	180	722	180	720
	メディア情報文化学科	130	580	130	580	130	580	130	580
	デジタルゲーム学科	110	220	110	360	110	500	110	500
	小計	420	1532	420	1666	420	1802	420	1800
合計		1170	4624	1170	4722	1170	4824	1170	4820

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は、期間付定員を含む。

附 則

- この学則は、平成16年4月1日から施行する。

- 2 改正後の別表第1―5については、平成15年度以前に入学した者、平成16年度に2年次以上に編入学または再入学した者、平成17年度に3年次以上に編入学または再入学した者および平成18年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する収容定員は、平成17年度から平成20年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	416	100	402	100	400	100	400
	通信工学科	100	410	100	400	100	400	100	400
	電子材料工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	410	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	小計	550	2236	550	2202	550	2200	550	2200
工学部第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240
	機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480
医療福祉工学部	医療福祉工学科	120	380	120	420	120	460	120	500
	小計	120	380	120	420	120	460	120	500
総合情報学部	情報工学科	180	726	180	722	180	720	180	720
	メディア情報文化学科	130	580	130	580	130	580	130	580
	デジタルゲーム学科	110	360	110	500	110	500	110	500
	小計	420	1666	420	1802	420	1800	420	1800
合計		1210	4762	1210	4904	1210	4940	1210	4980

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は、期間付定員を含む。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する収容定員は、平成17年度から平成20年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	416	100	402	100	400	100	400
	通信工学科	—	310	—	200	—	100	—	—
	電子材料工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	410	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	240	—	160	—	80	—	—
	小計	370	2,056	370	1,842	370	1,660	370	1,480
工学部第2部	電子工学科	60	240	60	240	60	240	60	240
	機械工学科	60	240	60	240	60	240	60	240
	小計	120	480	120	480	120	480	120	480
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	340	80	340	80	340	80	340
	小計	80	340	80	340	80	340	80	340
情報通信工学部	情報工学科	180	180	180	360	180	540	180	720
	通信工学科	100	100	100	200	100	300	100	400
	光システム工学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	小計	360	360	360	720	360	1,080	360	1,440
総合情報学部	情報工学科	—	546	—	362	—	180	—	—
	メディア情報文化学科	130	580	130	580	130	580	130	580
	デジタルゲーム学科	110	360	110	500	110	500	110	500
	小計	240	1,486	240	1,442	240	1,260	240	1,080
合計		1,170	4,722	1,170	4,824	1,170	4,820	1,170	4,820

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は、期間付定員を含む。

- 3 工学部第1部通信工学科および光システム工学科ならびに総合情報学部情報工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成17年3月31日に当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する収容定員は、平成17年度から平成20年度までの間、次のとおりとする。

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
----	--------	--------	--------	--------

学部・学科									
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	416	100	402	100	400	100	400
	通信工学科	—	310	—	200	—	100	—	—
	電子材料工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	410	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	240	—	160	—	80	—	—
	小計	370	2,056	370	1,842	370	1,660	370	1,480
工学部第2部	電子工学科	40	220	40	200	40	180	40	160
	機械工学科	40	220	40	200	40	180	40	160
	小計	80	440	80	400	80	360	80	320
医療福祉工 学部	医療福祉工学科	120	380	120	420	120	460	120	500
	小計	120	380	120	420	120	460	120	500
情報通信工 学部	情報工学科	180	180	180	360	180	540	180	720
	通信工学科	100	100	100	200	100	300	100	400
	光システム工学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	小計	360	360	360	720	360	1,080	360	1,440
総合情報学 部	情報工学科	—	546	—	362	—	180	—	—
	メディア情報文化学科	100	550	100	520	100	490	100	460
	デジタルゲーム学科	110	360	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータ システム学科	70	70	70	140	70	210	70	280
	小計	280	1,526	280	1,522	280	1,380	280	1,240
合計		1,210	4,762	1,210	4,904	1,210	4,940	1,210	4,980

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度までの収容定員は、期間付定員を含む。

附 則

この学則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成17年5月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成18年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	402	100	400	100	400	100	400
	通信工学科	—	200	—	100	—	—	—	—
	電子材料工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	400	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	小計	370	1,842	370	1,660	370	1,480	370	1,480
工学部第2部	電子工学科	40	200	40	180	40	160	40	160
	機械工学科	40	200	40	180	40	160	40	160
	小計	80	400	80	360	80	320	80	320
医療福祉工 学部	医療福祉工学科	120	420	120	460	120	500	120	500
	小計	120	420	120	460	120	500	120	500
情報通信工 学部	情報工学科	180	360	180	540	180	720	180	720
	通信工学科	100	200	100	300	100	400	100	400
	光システム工学科	80	160	80	240	80	320	80	320
	小計	360	720	360	1,080	360	1,440	360	1,440
総合情報学 部	情報工学科	—	362	—	180	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	—	420	—	290	—	130	—	—
	デジタルアート・アニメ ーション学科	100	100	100	200	100	330	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータ システム学科	70	140	70	210	70	280	70	280
	小計	280	1,522	280	1,380	280	1,240	280	1,240

合計	1,210	4,904	1,210	4,940	1,210	4,980	1,210	4,980
----	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度の収容定員は、期間付定員を含む。

- 3 総合情報学部メディア情報文化学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する収容定員は、平成18年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	402	100	400	100	400	100	400
	通信工学科	—	200	—	100	—	—	—	—
	電子材料工学科	—	240	—	160	—	80	—	—
	応用化学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	電子機械工学科	100	400	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	小計	370	1,842	370	1,660	370	1,480	370	1,480
工学部第2部	電子工学科	40	200	40	180	40	160	40	160
	機械工学科	40	200	40	180	40	160	40	160
	小計	80	400	80	360	80	320	80	320
医療福祉工学部	医療福祉工学科	120	420	120	460	120	500	120	500
	小計	120	420	120	460	120	500	120	500
情報通信工学部	情報工学科	180	360	180	540	180	720	180	720
	通信工学科	100	200	100	300	100	400	100	400
	光システム工学科	80	160	80	240	80	320	80	320
	小計	360	720	360	1,080	360	1,440	360	1,440
総合情報学部	情報工学科	—	362	—	180	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	100	520	100	490	100	460	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータシステム学科	70	140	70	210	70	280	70	280
	小計	280	1,522	280	1,380	280	1,240	280	1,240
	合計	1,210	4,904	1,210	4,940	1,210	4,980	1,210	4,980

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度の収容定員は、期間付定員を含む。

- 3 工学部第1部電子材料工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する収容定員は、平成18年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	402	100	400	100	400	100	400
	通信工学科	—	200	—	100	—	—	—	—
	電子材料工学科	80	320	80	320	80	320	80	320
	電子機械工学科	100	400	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	小計	370	1,842	370	1,660	370	1,480	370	1,480
工学部第2部	電子工学科	20	180	20	140	20	100	20	80
	機械工学科	40	200	40	180	40	160	40	160
	小計	60	380	60	320	60	260	60	240
医療福祉工学部	医療福祉工学科	120	420	120	460	120	500	120	500
	理学療法学科	40	40	40	80	40	120	40	160
	小計	160	460	160	540	160	620	160	660
情報通信工学部	情報工学科	180	360	180	540	180	720	180	720
	通信工学科	80	180	80	260	80	340	80	320
	光システム工学科	80	160	80	240	80	320	80	320
	小計	340	700	340	1,040	340	1,380	340	1,360

総合情報学部	情報工学科	—	362	—	180	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	100	520	100	490	100	460	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータシステム学科	70	140	70	210	70	280	70	280
	小計	280	1,522	280	1,380	280	1,240	280	1,240
合計		1,210	4,904	1,210	4,940	1,210	4,980	1,210	4,980

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度の収容定員は、期間付定員を含む。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成18年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	402	100	400	100	400	100	400
	通信工学科	—	200	—	100	—	—	—	—
	電子材料工学科	—	240	—	160	—	80	—	—
	応用化学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	電子機械工学科	100	400	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	小計	370	1,842	370	1,660	370	1,480	370	1,480
工学部第2部	電子工学科	20	180	20	140	20	100	20	80
	機械工学科	40	200	40	180	40	160	40	160
	小計	60	380	60	320	60	260	60	240
医療福祉工学部	医療福祉工学科	120	420	120	460	120	500	120	500
	理学療法学科	40	40	40	80	40	120	40	160
	小計	160	460	160	540	160	620	160	660
情報通信工学部	情報工学科	180	360	180	540	180	720	180	720
	通信工学科	80	180	80	260	80	340	80	320
	光システム工学科	—	80	—	80	—	80	—	—
	光・エレクトロニクス学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	小計	340	700	340	1,040	340	1,380	340	1,360
総合情報学部	情報工学科	—	362	—	180	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	—	420	—	290	—	130	—	—
	デジタルアート・アニメーション学科	100	100	100	200	100	330	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータシステム学科	70	140	70	210	70	280	70	280
	小計	280	1,522	280	1,380	280	1,240	280	1,240
	合計	1,210	4,904	1,210	4,940	1,210	4,980	1,210	4,980

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度の収容定員は、期間付定員を含む。

3 情報通信工学部光システム工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成18年度から平成21年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	100	402	100	400	100	400	100	400
	通信工学科	—	200	—	100	—	—	—	—
	電子材料工学科	—	240	—	160	—	80	—	—
	応用化学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	電子機械工学科	100	400	100	400	100	400	100	400
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	環境技術学科	60	60	60	120	60	180	60	240

	小計	430	1,902	430	1,780	430	1,660	430	1,720
工学部第2部	電子工学科	—	160	—	100	—	40	—	—
	機械工学科	—	160	—	100	—	40	—	—
	小計	—	320	—	200	—	80	—	—
医療福祉工 学部	医療福祉工学科	120	420	120	460	120	500	120	500
	理学療法学科	40	40	40	80	40	120	40	160
	小計	160	460	160	540	160	620	160	660
情報通信工 学部	情報工学科	180	360	180	540	180	720	180	720
	通信工学科	80	180	80	260	80	340	80	320
	光システム工学科	80	160	80	240	80	320	80	320
	小計	340	700	340	1,040	340	1,380	340	1,360
総合情報学 部	情報工学科	—	362	—	180	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	—	420	—	290	—	130	—	—
	デジタルアート・アニメ ーション学科	100	100	100	200	100	330	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータ システム学科	70	140	70	210	70	280	70	280
	小計	280	1,522	280	1,380	280	1,240	280	1,240
	合計	1,210	4,904	1,210	4,940	1,210	4,980	1,210	4,980

(注) 工学部第1部電子工学科および総合情報学部情報工学科の平成18年度の収容定員は、期間付定員を含む。

- 3 工学部第2部電子工学科および機械工学科については、改正後の第3条にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が、存在なくなるまでの間、従前の学則を存続する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
2 改正後の規定にかかわらず、平成17年度以前に入学した者、平成18年度に2年次以上に編入学、再入学、転部または転科した者、平成19年度に3年次以上に編入学、再入学、転部または転科した者および平成20年度に4年次に編入学または再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。
2 第4条に規定する収容定員は、平成19年度から平成22年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
学部・学科		入学定員		入学定員		入学定員		入学定員	
学部	学科	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部第1部	電子工学科	90	390	90	380	90	370	90	360
	通信工学科	—	100	—	—	—	—	—	—
	電子材料工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	応用化学科	80	160	80	240	80	320	80	320
	電子機械工学科	90	390	90	380	90	370	90	360
	機械工学科	90	360	90	360	90	360	90	360
	光システム工学科	—	80	—	—	—	—	—	—
	環境技術学科	60	120	60	180	60	240	60	240
	基礎理工学科	40	40	40	80	40	120	40	160
	小計	450	1,800	450	1,700	450	1,780	450	1,800
工学部第2部	電子工学科	—	100	—	40	—	—	—	—
	機械工学科	—	100	—	40	—	—	—	—
	小計	—	200	—	80	—	—	—	—
医療福祉工 学部	医療福祉工学科	120	460	120	500	120	500	120	500
	理学療法学科	40	80	40	120	40	160	40	160
	小計	160	540	160	620	160	660	160	660
情報通信工 学部	情報工学科	160	520	160	680	160	660	160	640
	通信工学科	80	260	80	340	80	320	80	320
	光システム工学科	—	80	—	80	—	—	—	—
	光・エレクトロニクス学 科	80	160	80	240	80	320	80	320
	小計	320	1,020	320	1,340	320	1,300	320	1,280
総合情報学部	情報工学科	—	180	—	—	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	—	290	—	130	—	—	—	—
	デジタルアート・アニメ ーション学科	100	200	100	330	100	460	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	小計	—	—	—	—	—	—	—	—

	メディアコンピュータシステム学科	70	210	70	280	70	280	70	280
	小計	280	1,380	280	1,240	280	1,240	280	1,240
合計		1,210	4,940	1,210	4,980	1,210	4,980	1,210	4,980

附 則

1 この学則は、平成19年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成19年度から平成22年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
学部・学科		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	90	90	90	180	90	270	90	360
	応用化学科	80	80	80	160	80	240	80	320
	電子機械工学科	90	90	90	180	90	270	90	360
	機械工学科	90	90	90	180	90	270	90	360
	環境技術学科	60	60	60	120	60	180	60	240
	基礎理工学科	40	40	40	80	40	120	40	160
	小計	450	450	450	900	450	1350	450	1800
工学部第1部	電子工学科	—	300	—	200	—	100	—	—
	通信工学科	—	100	—	—	—	—	—	—
	電子材料工学科	—	160	—	80	—	—	—	—
	応用化学科	—	80	—	80	—	80	—	—
	電子機械工学科	—	300	—	200	—	100	—	—
	機械工学科	—	270	—	180	—	90	—	—
	光システム工学科	—	80	—	—	—	—	—	—
	環境技術学科	—	60	—	60	—	60	—	—
	小計	—	1350	—	800	—	430	—	—
工学部第2部	電子工学科	—	100	—	40	—	—	—	—
	機械工学科	—	100	—	40	—	—	—	—
	小計	—	200	—	80	—	—	—	—
医療福祉工学部	医療福祉工学科	120	460	120	500	120	500	120	500
	理学療法学科	40	80	40	120	40	160	40	160
	小計	160	540	160	620	160	660	160	660
情報通信工学部	情報工学科	160	520	160	680	160	660	160	640
	通信工学科	80	260	80	340	80	320	80	320
	光システム工学科	—	80	—	80	—	—	—	—
	光・エレクトロニクス学科	80	160	80	240	80	320	80	320
	小計	320	1020	320	1340	320	1300	320	1280
総合情報学部	情報工学科	—	180	—	—	—	—	—	—
	メディア情報文化学科	—	290	—	130	—	—	—	—
	デジタルアート・アニメーション学科	100	200	100	330	100	460	100	460
	デジタルゲーム学科	110	500	110	500	110	500	110	500
	メディアコンピュータシステム学科	70	210	70	280	70	280	70	280
	小計	280	1380	280	1240	280	1240	280	1240
合計		1210	4940	1210	4980	1210	4980	1210	4980

3 工学部第1部については、改正後の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該学部 に在学する者が、在学しなくなるまでの間、従前の学則を適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成20年度から平成22年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成20年度			平成21年度			平成22年度		
学部・学科		入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
工学部	電子工学科	90	—	180	90	—	270	90	—	360

	応用化学科	80	—	160	80	—	240	80	—	320
	電子機械工学科	90	—	180	90	—	270	90	—	360
	機械工学科	90	—	180	90	—	270	90	—	360
	環境技術学科	60	—	120	60	—	180	60	—	240
	基礎理工学科	40	—	80	40	—	120	40	—	160
	小計	450	—	900	450	—	1,350	450	—	1,800
工学部第1部	電子工学科	—	—	200	—	—	100	—	—	—
	電子材料工学科	—	—	80	—	—	—	—	—	—
	応用化学科	—	—	80	—	—	80	—	—	—
	電子機械工学科	—	—	200	—	—	100	—	—	—
	機械工学科	—	—	180	—	—	90	—	—	—
	環境技術学科	—	—	60	—	—	60	—	—	—
	小計	—	—	800	—	—	430	—	—	—
工学部第2部	電子工学科	—	—	40	—	—	—	—	—	—
	機械工学科	—	—	40	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	80	—	—	—	—	—	—
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	10	460	80	10	420	80	5	375
	理学療法学科	40	—	120	40	—	160	40	—	160
	健康スポーツ科学科	70	—	70	70	—	140	70	5	215
	小計	190	10	650	190	10	720	190	10	750
情報通信工学部	情報工学科	160	—	680	160	—	660	160	—	640
	通信工学科	80	—	340	80	—	320	80	—	320
	光システム工学科	—	—	80	—	—	—	—	—	—
	光・エレクトロニクス学科	—	—	160	—	—	160	—	—	80
	小計	240	—	1,260	240	—	1,140	240	—	1,040
総合情報学部	メディア情報文化学科	—	—	130	—	—	—	—	—	—
	デジタルアート・アニメーション学科	100	30	330	100	30	460	100	30	460
	デジタルゲーム学科	130	30	520	130	30	540	130	30	560
	メディアコンピュータシステム学科	100	—	310	100	—	340	100	—	370
	小計	330	60	1,290	330	60	1,340	330	60	1,390
	合計	1,210	70	4,980	1,210	70	4,980	1,210	70	4,980

3 大阪電気通信大学情報通信工学部光・エレクトロニクス学科は、改正後の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学なくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 第31条については、平成19年度以前に入学、編入学または再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成20年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1—2、別表第1—6及び別表第1—7にかかわらず、各学科に平成19年度以前に入学した者、平成20年度に2年次以上に再入学、転部又は転科した者、平成21年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成22年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成21年度から平成23年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		年度	平成21年度			平成22年度			平成23年度		
			入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員	入学定員	編入学定員	収容定員
工学部	電気電子工学科		90	—	90	90	—	180	90	—	270
	電子工学科		—	—	180	—	—	180	—	—	90
	応用化学科		80	—	240	80	—	320	80	—	320
	電子機械工学科		90	—	270	90	—	360	90	—	360
	機械工学科		90	—	270	90	—	360	90	—	360

	環境技術学科	60	—	180	60	—	240	60	—	240
	基礎理工学科	40	—	120	40	—	160	40	—	160
	小計	450	—	1,350	450	—	1,800	450	—	1,800
工学部第1部	電子工学科	—	—	100	—	—	—	—	—	—
	応用化学科	—	—	80	—	—	—	—	—	—
	電子機械工学科	—	—	100	—	—	—	—	—	—
	機械工学科	—	—	90	—	—	—	—	—	—
	環境技術学科	—	—	60	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	430	—	—	—	—	—	—
医療福祉工 学部	医療福祉工学科	80	10	420	80	5	375	80	5	330
	理学療法学科	40	—	160	40	—	160	40	—	160
	健康スポーツ科学科	70	—	140	70	5	215	70	5	290
	小計	190	10	720	190	10	750	190	10	780
情報通信工 学部	情報工学科	160	—	660	160	—	640	160	—	640
	通信工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	光・エレクトロニクス学 科	—	—	160	—	—	80	—	—	—
	小計	240	—	1,140	240	—	1,040	240	—	960
総合情報学 部	デジタルアート・アニメ ーション学科	100	30	460	100	30	460	100	30	460
	デジタルゲーム学科	130	30	540	130	30	560	130	30	580
	メディアコンピュータシ ステム学科	100	—	340	100	—	370	100	—	400
	小計	330	60	1,340	330	60	1,390	330	60	1,440
合計		1,210	70	4,980	1,210	70	4,980	1,210	70	4,980

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 第4条に規定する収容定員は、平成21年度から平成23年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		平成21年度				平成22年度				平成23年度			
		入学定 員	2年次 編入学 定員	3年次 編入学 定員	収容定 員	入学定 員	2年次 編入学 定員	3年次 編入学 定員	収容定 員	入学定 員	2年次 編入学 定員	3年次 編入学 定員	収容定 員
工学部	電子工学科	80	—	—	260	80	—	—	340	80	—	—	330
	応用化学科	60	—	—	220	60	—	—	280	60	—	—	260
	電子機械工学科	80	—	—	260	80	—	—	340	80	—	—	330
	機械工学科	80	—	—	260	80	—	—	340	80	—	—	330
	環境技術学科	60	—	—	180	60	—	—	240	60	—	—	240
	基礎理工学科	40	—	—	120	40	—	—	160	40	—	—	160
	小計	400	—	—	1,300	400	—	—	1,700	400	—	—	1,650
工学部第1部	電子工学科	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	応用化学科	—	—	—	80	—	—	—	—	—	—	—	—
	電子機械工学科	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—
	機械工学科	—	—	—	90	—	—	—	—	—	—	—	—
	環境技術学科	—	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—
	小計	—	—	—	430	—	—	—	—	—	—	—	—
医療福祉工 学部	医療福祉工学科	80	—	10	420	80	—	5	375	80	—	5	330
	理学療法学科	40	—	—	160	40	—	—	160	40	—	—	160
	健康スポーツ科学 科	70	—	—	140	70	—	5	215	70	—	5	290
	小計	190	—	10	720	190	—	10	750	190	—	10	780
情報通信工 学部	情報工学科	160	—	—	660	160	—	—	640	160	—	—	640
	通信工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	光・エレクトロニ クス学科	—	—	—	160	—	—	—	80	—	—	—	—
	小計	240	—	—	1,140	240	—	—	1,040	240	—	—	960
総合情報学 部	デジタルアート・ア ニメーション学 科	100	15	5	450	100	15	5	440	100	15	5	455
	デジタルゲーム学 科	110	15	5	510	110	15	5	500	110	15	5	515

	科 メディアコンピュー タシステム学科	90	—	—	330	90	—	—	350	90	—	—	370
	小計	300	30	10	1,290	300	30	10	1,290	300	30	10	1,340
金融経済学 部	アセット・マネジ メント学科	80	—	—	80	80	—	—	160	80	—	30	270
合計		1,210	30	20	4,960	1,210	30	20	4,940	1,210	30	50	5,000

附 則

この学則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 医療福祉工学部医療福祉工学科については、改正後の別表第4の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該学科に在学する者には従前の規定を適用する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1—1第3号及び別表第1—8については、平成21年3月31日に当該学科に在学する者、平成21年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成22年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者並びに平成23年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1—3については、平成22年3月31日に当該学科に在学する者、平成22年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成23年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者並びに平成24年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 改正後の第27条及び別表第2(2)については、平成22年3月31日に当該学科に在学する者、平成22年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成23年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者並びに平成24年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。
- 改正後の別表第1—1(2)については、当該学科に平成20年度に1年次に入学、再入学、転部又は転科した者、平成21年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成22年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者並びに平成23年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- この学則は、平成23年4月1日から施行する。
- 第4条に規定する収容定員は、平成23年度から平成25年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成23年度				平成24年度				平成25年度			
学部・学科		入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	2年次編入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	電気電子工学科	80	—	—	330	80	—	—	320	80	—	—	320
	応用化学科	—	—	—	200	—	—	—	120	—	—	—	60
	電子機械工学科	80	—	—	330	80	—	—	320	80	—	—	320
	機械工学科	80	—	—	330	80	—	—	320	80	—	—	320
	環境技術学科	—	—	—	180	—	—	—	120	—	—	—	60
	基礎理工学科	60	—	—	180	60	—	—	200	60	—	—	220
	環境科学科	100	—	—	100	100	—	—	200	100	—	—	300
	小計	400	—	—	1,650	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	—	5	330	80	—	5	330	80	—	5	330
	理学療法学科	40	—	—	160	40	—	—	160	40	—	—	160
	健康スポーツ科学科	70	—	5	290	70	—	5	290	70	—	5	290
	小計	190	—	10	780	190	—	10	780	190	—	10	780
情報通信工学部	情報工学科	160	—	—	640	160	—	—	640	160	—	—	640
	通信工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	小計	240	—	—	960	240	—	—	960	240	—	—	960

総合情報 学部	デジタルア ート・アニメーシ ョン学科	100	15	5	455	100	15	5	455	100	15	5	455
	デジタルゲー ム学科	110	15	5	515	110	15	5	495	110	15	5	495
	メディアコン ピュータシス テム学科	90	—	—	370	90	—	—	360	90	—	—	360
	小計	300	30	10	1,340	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310
金融経済 学部	アセット・マネ ジメント学科	80	—	30	270	80	—	30	380	80	—	30	380
合計		1,210	30	50	5,000	1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030

3 大阪電気通信大学工学部応用化学科及び工学部環境技術学科は、改正後の規定にかかわらず、平成23年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1—1、別表第1—6、別表第1—7、別表第1—9及び別表第2にかかわらず、各学科に平成22年度以前に入学した者、平成23年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成24年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成25年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1—3及び別表第1—5にかかわらず、各学科に平成23年度以前に入学した者、平成24年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成25年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成26年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1—4については、当該学科に平成23年度以前に入学した者、平成24年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成25年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成26年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

1 この学則は、平成24年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1—7、別表第1—8及び別表第2については、各学科に平成23年度以前に入学した者、平成24年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成25年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成26年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成25年度から平成27年度までの間、次のとおりとする。

学部・学科		平成25年度				平成26年度				平成27年度			
		入学 定員	2年次 編入 学定 員	3年次 編入 学定 員	収容 定員	入学 定員	2年次 編入 学定 員	3年次 編入 学定 員	収容 定員	入学 定員	2年次 編入 学定 員	3年次 編入 学定 員	収容 定員
工学部	電気電子工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	応用化学科	—	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—
	電子機械工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	機械工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	環境技術学科	—	—	—	60	—	—	—	—	—	—	—	—
	基礎理工学科	60	—	—	220	60	—	—	240	60	—	—	240
	環境科学科	100	—	—	300	100	—	—	400	100	—	—	400
	小計	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600
医療福祉工学 部	医療福祉工学科	80	—	5	330	80	—	5	330	80	—	5	330
	理学療法学科	40	—	—	160	40	—	—	160	40	—	—	160
	健康スポーツ科学科	70	—	5	290	70	—	5	290	70	—	5	290

	小計	190	—	10	780	190	—	10	780	190	—	10	780
情報通信工学部	情報工学科	160	—	—	640	160	—	—	640	160	—	—	640
	通信工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	小計	240	—	—	960	240	—	—	960	240	—	—	960
総合情報学部	デジタルアート・アニメーション学科	100	15	5	455	100	15	5	455	100	15	5	455
	デジタルゲーム学科	110	15	5	495	110	15	5	495	110	15	5	495
	メディアコンピュータシステム学科	—	—	—	270	—	—	—	180	—	—	—	90
	情報学科	90	—	—	90	90	—	—	180	90	—	—	270
	小計	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310
金融経済学部	アセット・マネジメント学科	80	—	30	380	80	—	30	380	80	—	30	380
	小計	80	—	30	380	80	—	30	380	80	—	30	380
合計		1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030

3 大阪電気通信大学総合情報学部メディアコンピュータシステム学科は、改正後の規定にかかわらず、平成25年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に存学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成25年4月1日から施行する。

2 改正後の別表第1—10については、平成24年度以前に入学した者、平成25年度に2年次以上に編入学、再入学又は転部した者、平成26年度に3年次以上に編入学、再入学又は転部した者及び平成27年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

1 この学則は、平成26年4月1日から施行する。

2 第4条に規定する収容定員は、平成26年度から平成28年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成26年度				平成27年度				平成28年度			
学部・学科		入学 定員	2年次 編入 学定員	3年次 編入 学定員	収容 定員	入学 定員	2年次 編入 学定員	3年次 編入 学定員	収容 定員	入学 定員	2年次 編入 学定員	3年次 編入 学定員	収容 定員
工学部	電気電子工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	応用化学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	電子機械工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	機械工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	環境技術学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	基礎理工学科	60	—	—	240	60	—	—	240	60	—	—	240
	環境科学科	100	—	—	400	100	—	—	400	100	—	—	400
	小計	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	—	5	330	80	—	5	330	80	—	5	330
	理学療法学科	40	—	—	160	40	—	—	160	40	—	—	160
	健康スポーツ科学科	70	—	5	290	70	—	5	290	70	—	5	290
	小計	190	—	10	780	190	—	10	780	190	—	10	780
情報通信工学部	情報工学科	160	—	—	640	160	—	—	640	160	—	—	640
	通信工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320
	小計	240	—	—	960	240	—	—	960	240	—	—	960
総合情報学部	デジタルアート・アニメーション学科	100	15	5	455	100	15	5	455	100	15	5	455
	デジタルゲーム学科	110	15	5	495	110	15	5	495	110	15	5	495
	メディアコンピュータシステム学科	—	—	—	180	—	—	—	90	—	—	—	—
	情報学科	90	—	—	180	90	—	—	270	90	—	—	360
	小計	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310
金融経済学部	アセット・マネジメント学科	—	—	30	300	—	—	30	220	—	—	—	110
	資産運用学科	80	—	—	80	80	—	—	160	80	—	30	270
	小計	80	—	30	380	80	—	30	380	80	—	30	380
合計		1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030

3 大阪電気通信大学金融経済学部アセット・マネジメント学科は、改正後の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当

該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第4条に規定する収容定員は、平成27年度から平成29年度までの間、次のとおりとする。
- 3 大阪電気通信大学総合情報学部デジタルアート・アニメーション学科は、改正後の規定にかかわらず、平成27年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

学部・学科		年度	平成27年度				平成28年度				平成29年度			
		入学 定員	2年次 編入 学定 員	3年次 編入 学定 員	収容 定員	入学 定員	2年次 編入 学定 員	3年次 編入 学定 員	収容 定員	入学 定員	2年次 編入 学定 員	3年次 編入 学定 員	収容 定員	
工学部	電気電子工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320	
	電子機械工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320	
	機械工学科	90	—	—	330	90	—	—	340	90	—	—	350	
	基礎理工学科	60	—	—	240	60	—	—	240	60	—	—	240	
	環境科学科	90	—	—	390	90	—	—	380	90	—	—	370	
	小計	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600	400	—	—	1,600	
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	—	5	330	80	—	5	330	80	—	5	330	
	理学療法学科	40	—	—	160	40	—	—	160	40	—	—	160	
	健康スポーツ科学科	70	—	5	290	70	—	5	290	70	—	5	290	
	小計	190	—	10	780	190	—	10	780	190	—	10	780	
情報通信工学部	情報工学科	160	—	—	640	160	—	—	640	160	—	—	640	
	通信工学科	80	—	—	320	80	—	—	320	80	—	—	320	
	小計	240	—	—	960	240	—	—	960	240	—	—	960	
総合情報学部	デジタルアート・アニメーション学科	—	15	5	355	—	—	5	240	—	—	—	120	
	デジタルゲーム学科	210	15	5	595	210	30	5	710	210	30	10	830	
	メディアコンピュータシステム学科	—	—	—	90	—	—	—	—	—	—	—	—	
	情報学科	90	—	—	270	90	—	—	360	90	—	—	360	
	小計	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310	300	30	10	1,310	
金融経済学部	アセット・マネジメント学科	—	—	30	220	—	—	—	110	—	—	—	—	
	資産運用学科	80	—	—	160	80	—	30	270	80	—	30	380	
	小計	80	—	30	380	80	—	30	380	80	—	30	380	
合計		1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030	1,210	30	50	5,030	

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1—1、1—2及び1—6については、平成26年度以前に入学した者、平成27年度に2年次以上に編入学、再入学又は転部した者、平成28年度に3年次以上に編入学、再入学又は転部した者及び平成29年度に4年次に編入学、再入学又は転部した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この規則は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2については、各学科に平成26年度以前に入学した者、平成27年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成28年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成29年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1—4については、当該学科に平成27年度以前に入学した者、平成28年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成29年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成30年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1—3及び別表第1—5については、当該学科に平成27年度以前に入学した者、平成28年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成29年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成

30年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、平成29年1月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 金融経済学部アセット・マネジメント学科については、改正後の規定にかかわらず、平成29年3月31日に当該学科に在学する者が、在学しなくなるまでの間、従前の学則を適用する。

附 則

- この学則は、平成29年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第1-8については、当該学科に平成28年度以前に入学した者、平成29年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成30年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び平成31年度に4年次に再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

- この学則は、平成30年4月1日から施行する。
- 改正後の第26条及び第27条については、平成29年度以前に入学した者、平成30年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、平成31年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者並びに平成32年度に4年次に再入学した者は従前の当該規定を適用する。
- 第4条に規定する収容定員は、平成30年度から平成32年度までの間、次のとおりとする。

年度		平成30年度			平成31年度			平成32年度		
学部・学科		入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	電気電子工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	電子機械工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	機械工学科	90	—	360	90	—	360	90	—	360
	基礎理工学科	60	—	240	60	—	240	60	—	240
	環境科学科	90	—	360	90	—	360	90	—	360
	建築学科	80	—	80	80	—	160	80	—	240
	小計	480	—	1,680	480	—	1,760	480	—	1,840
医療福祉工学部	医療福祉工学科	80	5	330	80	5	330	80	5	330
	理学療法学科	40	—	160	40	—	160	40	—	160
	健康スポーツ科学科	70	5	290	70	5	290	70	5	290
	小計	190	10	780	190	10	780	190	10	780
情報通信工学部	情報工学科	160	—	640	160	—	640	160	—	640
	通信工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	小計	240	—	960	240	—	960	240	—	960
総合情報学部	デジタルゲーム学科(注1)	—	—	700	—	—	450	—	—	210
	デジタルゲーム学科(注2)	140	—	140	140	—	280	140	5	425
	ゲーム&メディア学科	110	—	110	110	—	220	110	—	330
	情報学科	90	—	360	90	—	360	90	—	360
	小計	340	—	1,310	340	—	1,310	340	5	1,325
金融経済学部	資産運用学科	—	—	270	—	—	160	—	—	80
合計		1,250	10	5,000	1,250	10	4,970	1,250	15	4,985

(注1) 平成29年度廃止分

(注2) 平成30年度開設分

- 大阪電気通信大学総合情報学部デジタルゲーム学科及び金融経済学部資産運用学科は、改正後の規定にかかわらず、平成30年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、平成31年4月1日から施行する。
- 別表第4に規定する入学金及び学費について、平成31年3月31日に在学する者は、次の表のとおりとする。

学部	項目	金額(円)
工学部	入学金	200,000
情報通信工学部	学費	1,332,000

総合情報学部	(内訳 単位：円) 授業料 985,000 維持拡充費 340,000 学生活動支援費 7,000	
医療福祉工学部	入学金	200,000
医療福祉工学科	学費 (内訳 単位：円) 授業料 985,000 維持拡充費 340,000 実験実習料 50,000 学生活動支援費 7,000	1,382,000
医療福祉工学部	入学金	200,000
理学療法学科	学費 (内訳 単位：円) 授業料 985,000 維持拡充費 340,000 実験実習料 300,000 学生活動支援費 7,000	1,632,000
医療福祉工学部	入学金	200,000
健康スポーツ科学科	学費 (内訳 単位：円) 授業料 985,000 維持拡充費 240,000 実習料 100,000 学生活動支援費 7,000	1,332,000
金融経済学部	入学金	200,000
資産運用学科	学費 (内訳 単位：円) 授業料 800,000 維持拡充費 200,000 学生活動支援費 7,000	1,007,000

附 則

この学則は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成30年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、2019年4月1日から施行する。
- 改正後の別表第2の規定にかかわらず、2019年3月31日に在学する者は、在籍の間、従前の規定を適用する。
- 改正後の別表第2の規定にかかわらず、2019年3月31日に他大学及び本学において教職課程を有する学部・学科に在学し、教職課程を有する学部・学科に編入学及び転部・転科する者は、在籍の間、従前の規定を適用する。ただし、本学、他大学及び短期大学を卒業した者は除く。

附 則

この学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

- この学則は、2020年4月1日から施行する。
- 改正後の第26条、第27条、別表第1—4、別表第1—5、別表第1—6、別表第2及び別表第4にかかわらず、各学科に2019年度以前に入学した者、2020年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、2021年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び2022年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。
- 第4条に規定する収容定員は、2020年度から2022年度までの間、次のとおりとする。

年度		2020年度			2021年度			2022年度		
学部・学科	学科	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員	入学定員	3年次編入学定員	収容定員
工学部	電気電子工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	電子機械工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	機械工学科	90	—	360	90	—	360	90	—	360
	基礎理工学科	60	—	240	60	—	240	60	—	240
	環境科学科	90	—	360	90	—	360	90	—	360
	建築学科	80	—	240	80	—	320	80	—	320

	小計	480	—	1,840	480	—	1,920	480	—	1,920
医療福祉工学部	医療福祉工学科	—	5	250	—	5	170	—	—	85
	理学療法学科	—	—	120	—	—	80	—	—	40
	健康スポーツ科学科	—	5	220	—	5	150	—	—	75
	小計	—	10	590	—	10	400	—	—	200
医療健康科学部	医療科学科	80	—	80	80	—	160	80	5	245
	理学療法学科	40	—	40	40	—	80	40	—	120
	健康スポーツ科学科	70	—	70	70	—	140	70	5	215
	小計	190	—	190	190	—	380	190	10	580
情報通信工学部	情報工学科	160	—	640	160	—	640	160	—	640
	通信工学科	80	—	320	80	—	320	80	—	320
	小計	240	—	960	240	—	960	240	—	960
総合情報学部	デジタルゲーム学科(注1)	—	—	210	—	—	—	—	—	—
	デジタルゲーム学科(注2)	140	5	425	140	5	570	140	5	570
	ゲーム&メディア学科	110	—	330	110	—	440	110	—	440
	情報学科	90	—	360	90	—	360	90	—	360
	小計	340	5	1,325	340	5	1,370	340	5	1,370
金融経済学部	資産運用学科	—	—	80	—	—	—	—	—	—
合計		1,250	15	4,985	1,250	15	5,030	1,250	15	5,030

(注1) 2017年度廃止分

(注2) 2018年度開設分

- 4 大阪電気通信大学医療福祉工学部医療福祉工学科、理学療法学科及び健康スポーツ科学科は、改正後の規定にかかわらず、2020年3月31日に当該学科に在学する学生が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第1—1から別表第1—5、別表第1—10、別表第1—11及び別表第1—13にかかわらず、各学科に2019年度以前に入学した者、2020年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、2021年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び2022年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、2020年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、2020年4月1日から施行する。
2 改正後の別表第2にかかわらず、各学科に2019年度以前に入学した者、2020年度に2年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者、2021年度に3年次以上に編入学、再入学、転部又は転科した者及び2022年度に4年次に編入学又は再入学した者は、従前の当該規定を適用する。

附 則

この学則は、2020年9月1日から施行する。

附 則

この学則は、2021年9月1日から施行する。

別表第1 削除

別表第2 削除

別表第3 削除

別表第4 入学金及び学費

単位：円

学部	入学金	学費		
		項目	1年次	2年次以降
工学部	200,000	授業料	1,282,000	1,482,000
情報通信工学部				
総合情報学部				
医療健康科学部	200,000	授業料	1,282,000	1,482,000
医療科学科		実験実習料	50,000	50,000
医療健康科学部	200,000	授業料	1,182,000	1,382,000
理学療法学科		実験実習料	300,000	300,000
医療健康科学部	200,000	授業料	1,082,000	1,282,000
健康スポーツ科学科		実習料	100,000	100,000

別表第5 削除